

令和6年1月吉日

会員各位

江戸川支部長 荒井 重広
研修副支部長 田中 啓介

令和5年度 第3回 江戸川支部研修会のお知らせ

拝啓、初春の候、支部会員の皆さまにおかれましては、益々ご発展の段、大慶に存じ上げます。

私達の業務に深く関係する戸籍法が令和6年3月1日に一部改正、施行されます。この改正戸籍法では、従来、本籍地で取得していた戸籍謄本が本籍地以外の役所でも取得出来るようになります（広域交付制度）。今後「できるようになること」「更に便利になること」「新たに必要になること」について学ぶべく、今回「改正戸籍法」制度の研修会を開催することと致しました。この研修会で制度の概要や疑問に思う点を解消していただければ幸いです。

下記の日程で開催致しますので、ご参加のほど宜しくお願い致します。

敬具

記

- 日時 令和6年2月1日（木） 午後6時00分～8時15分
※午後5時40分より、受付を開始いたします。
- 会場 タワーホール船堀4階 研修室
江戸川区船堀4-1-1（都営新宿線「船堀駅」北口より徒歩1分）
- 内容 「そうだったのか！戸籍法！」
～令和6年3月、戸籍法の一部を改正する法律が施行されます。今後「できるようになること（「広域交付制度」等）」「更に便利になること」「新たに必要になること」「職務上請求書の使用に影響があるか」等について学びます～
※事前に質問を受付けます。ご質問があれば、予め下記メール宛に送信ください。
- 講師 江戸川区 生活振興部 区民課 戸籍管理係 係長 江原 直子 様
- 受講料 支部会員 無料 他支部会員 2,000円
- 定員 50名（先着順といたします）
- 申込方法 氏名・電話番号・e-mail アドレスを下記申込書に明記のうえ、
1月26日（金）までに、e-mailでお申込み下さい。
e-mail: kanagawa164@u01.gate01.com
- その他 定員オーバーによりお断りさせていただく場合は、ご連絡させていただきます。
（※受付済連絡はございません）

以上

.....研修会申込書.....

氏名 _____

Tel _____

E-mail _____